

【様式第1号 参考様式1】

賃金アップ計算書

※該当する提出時にチェックを入れてください。

- 1. 人事評価制度等整備計画認定申請書提出時
- 2. 支給申請書（制度整備助成）提出時

新制度の適用対象となる人事評価制度等対象労働者が、新制度における人事評価において最も一般的な評定を受けた場合、新制度の実施日（新制度で整備した人事評価制度等において適用される賃金表に基づく最初の賃金支払日）の前月とその1年後の同月の賃金の各労働者ごとの額及び総額を比較したときに、2%以上増加する見込みであることを以下のとおり証明します。

人事評価制度等対象労働者の氏名	雇用保険被保険者番号	①人事評価制度の実施日の前月の賃金 平成〇年〇月分給与 (平成〇年〇月〇日支払)	②その1年後の賃金 平成〇年〇月分給与 (平成〇年〇月〇日支払)	(②-①) ÷① ×100
				(%)
合計額		③	④	

(総額) (④-③) ÷③ × 100 = (%)
------------------------------

注：①②に記載する賃金額は、毎月決まって支払われる賃金（裏面参照）を記載してください。

## 【記載に当たっての注意事項】

(1) 「人事評価制度等対象労働者」とは次の(イ)から(ハ)までのいずれにも該当する労働者をいいます。

(イ) 次のa又はbのいずれかに該当する者。

a 期間の定めなく雇用されている者

b 一定の期間を定めて雇用され、その雇用期間が反復継続され、事実上期間期間の定めなく雇用されている場合と同等と認められる者

具体的には、雇い入れ時に一定の期間（1か月、6か月など）を定めて雇用されていた労働者が、その雇用期間が反復更新されることで過去1年を超える期間について引き続き雇用されている場合又は採用の時から1年を超える期間について、引き続き雇用されると見込まれる場合であること。

(ロ) 事業主に直接雇用されること。

(ハ) 雇用保険被保険者（雇用保険法第38条第1項に規定する「短期雇用特例被保険者」及び同法第43条第1項に規定する「日雇労働被保険者」を除く。）（以下「雇用保険被保険者」という。）であること。

※ 雇用保険被保険者の中には雇用保険法第37条の2第1項に規定する「高年齢被保険者」が含まれることに留意すること。

(2) 「毎月決まって支払われる賃金」は以下のとおりとします。

「毎月決まって支払われる賃金」は基本給及び諸手当をいいます（労働協約、就業規則又は労働契約において明示されているものに限る。）。

諸手當にどのような手当が含まれるかについては以下のとおりです。

(イ) 諸手當に含むもの。

a 労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当（役職手当、資格手当、資格ではないが労働者の一定の能力に対する手当等）。

(ロ) 諸手當に含まないもの。

a 月ごとに支払われるか否かが変動するような諸手当（時間外手当（固定残業代を含む）、休日手当、夜勤手当、出張手当、精皆勤手当、報奨金等）

b 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（家族手当（扶養手当）、通勤手当、別居手当、子女教育手当、皆勤手当、住宅手当等）

(ハ) 上記(イ)、(ロ)以外の手当については、手当の名称にかかわらず実態により判断するものとする。

ただし、手当の名称にかかわらず実態により判断することとし、上記(イ)に挙げた手當であっても、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当と認められる場合は諸手當から除外し、上記(ロ)に挙げた手當であっても、例えば以下のように、月ごとに支払われるか否かが変動しないような手当は諸手當に含めることとします。

(1) 扶養家族の有無、家族の人数に関係なく労働者全員に対して一律支給する家族手当。

(2) 通勤に要した費用や通勤距離に関係なく労働者全員に対して一律に支給する通勤手当。

(3) 住宅の形態ごとに労働者全員に対して一律に定額で支給する住宅手当。

【様式第1号 参考様式2】

賃金アップ計算書

※該当する提出時にチェックを入れてください。

- 1. 人事評価制度等整備計画認定申請書提出時
- 2. 支給申請書（制度整備助成）提出時

新制度の適用対象となる人事評価制度等対象労働者が、新制度における人事評価において最も一般的な評定を受けた場合、新制度の実施日（新制度で整備した人事評価制度等において適用される賃金表に基づく最初の賃金支払日）の前月における24歳から59歳までの各年齢ごとのモデル賃金額に当該年齢の在籍者の数を乗じて求めた合計額とその1年後の同月における25歳から60歳までの各年齢のモデル賃金額に当該年齢の在籍者の数を乗じて求めた合計額が2%以上増加する見込みであること（各年齢のモデル賃金額が2%増加する見込みでることが望ましい。）を以下のとおり証明します。

①人事評価制度の実施日の前月の賃金 平成〇年〇月分給与（平成〇年〇月〇日支払）			②その1年後の賃金 平成〇年〇月分給与（平成〇年〇月〇日支払）		
年齢	モデル賃金 (a)	在籍人数 (b)	年齢	モデル賃金 (c)	在籍人数 (d)
24歳			25歳		
25歳			26歳		
59歳			60歳		
計			計		
※① ((a) × (b)) の合計額			※② ((c) × (d)) の合計額		

$$(②-①) / ① \times 100 = (%)$$

注：③④に記載する賃金額は、毎月決まって支払われる賃金を記載してください。

【様式第1号 参考様式3】

平成〇年〇月〇日

合意書

〇〇会社 代表取締役社長  
〇〇〇〇

〇〇会社 労働者代表  
〇〇〇〇

生産性向上に資するため人事評価制度及び賃金制度について整備することに合意する。

1 〇〇制度概要

- ・生産性向上に資するために、人事評価制度及び賃金制度について整備すること。
- ・賃金制度の整備については、制度実施日（新制度で整備した人事評価制度等において適用される賃金表に基づく最初の賃金支払日）の前月とその1年後に支払われる「毎月決まって支払われる賃金額」について、同期間を通して在籍する者に対して支払われる賃金の各労働者ごとの額及び総額がそれぞれ〇%程度の増加する見込みであること。
- ・
- ・

2 施行予定日：平成〇年〇日